

水質総量削減制度

人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、これら海域における汚濁負荷量を削減する制度。これまで、5年ごとに7次にわたり実施。

- 指定項目：COD(化学的酸素要求量)、窒素、りん
(窒素、りんは第5次水質総量削減から指定項目に追加)
- 指定水域・指定地域：以下のとおり

根拠：水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和53年改正により導入)

東京湾

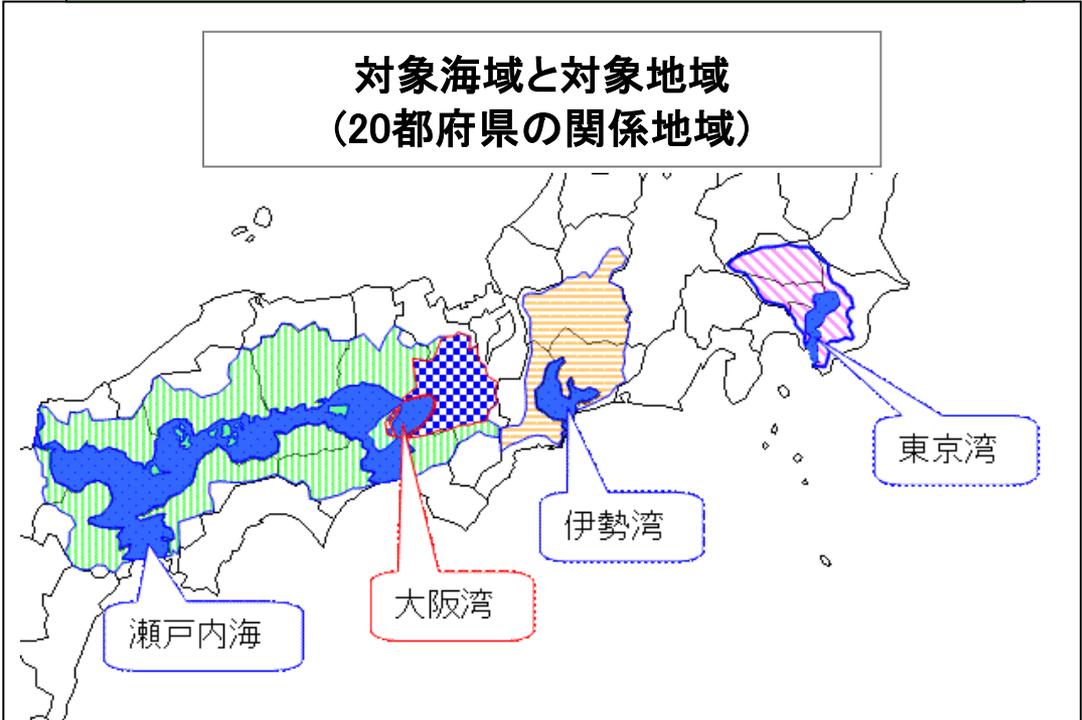
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の関係地域

伊勢湾

岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

瀬戸内海

京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係地域



第8次水質総量削減の在り方について (平成27年12月7日中環審答申)

指定水域における水環境改善の必要性

- (1) 東京湾及び伊勢湾 → 今後も水環境改善を進める必要。
- (2) 大阪湾 → 窒素及びりん的环境基準達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要。
- (3) 大阪湾を除く瀬戸内海 → 現在の水質が悪化しないよう対策を講じることが妥当。

対策の在り方

(1) 汚濁負荷削減対策

ア 東京湾、伊勢湾及び大阪湾

効率的に汚濁負荷量の削減が図られるよう対策の推進が必要。大阪湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から必要な対策の推進が必要。

イ 大阪湾を除く瀬戸内海

生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進。

(2) 干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等

干潟・藻場の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性にかんがみ、湾・灘ごとなどの実情に応じた総合的な取組の推進が必要。

→ 干潟・藻場の保全・再生、生物共生型護岸、多様な主体の連携、活動促進のための支援 など

今後の予定

答申を受けて総量規制基準の設定方法について検討を進め、総量削減基本方針を定める予定。またその後、都府県による総量削減計画が定められることとなる。